

## 裁決書

審査請求人が令和4年5月25日付けで提起した処分庁による生活保護法第78条第1項に基づく費用徴収決定の処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主文

本件審査請求を棄却する。

### 事案の概要

- 1 平成25年4月1日、処分庁は、審査請求人に対して、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護（以下「保護」という。）の適用を開始した。
- 2 平成25年5月2日、審査請求人は4月中の収入が0円であった旨の収入申告書を提出した。同日以後、平成30年4月まで断続的に収入申告書の提出があったものの、平成30年5月以降は月ごとの収入申告書の提出はなく、令和2年6月12日及び令和3年4月23日にそれぞれの提出日の直近1年間において収入がなかった旨を記した収入申告書の提出があった。
- 3 令和3年8月5日、担当ケースワーカーが審査請求人に対し、就労収入の挙証資料の提出を求めたところ、挙証資料としてネットバンクの口座の入出金履歴が示された。入出金履歴を確認したところ、知人から定期的な振込がなされていたことから、担当ケースワーカーは他者からの送金は収入に該当することについて説明し、収入申告を行うよう指示したが、審査請求人は「収入には当たらない。」と主張し拒否した。
- 4 同日、上記口座の入出金履歴に複数回の他者からの入金を確認されたことから、銀行宛に法第29条に基づく調査を実施し、過去5年分の入出金履歴の照会を行い、収入申告がされていない他者からの入金等や就労収入等があった際には法第78条第1項に基づく費用徴収の対象となることを説明した。また、必要経費等の控除に該当するものがあれば、費用徴収の決定時に控除の可否について検討するため、必要経費等であることを証する書類を同年8月中に提出するよう指示した。
- 5 令和3年8月10日、審査請求人が来庁した際、令和3年8月10日付で生活保護を辞退したいとの意向が示されたため、令和3年8月11日付で生活保護廃止となった。
- 6 上記4の必要経費等であることを証する書類については、期日までに提出はなかった。

- 7 法第29条に基づく調査による回答を得た結果、審査請求人が収入申告していない馬券の払戻金、投資による入金、キャッシュバックによる入金、就労による入金及び他者からの入金（以下、これらを併せて「本件入金」という。）が明らかになったため、令和4年2月17日、福祉事務所内でケース診断会議を実施し、法第78条第1項に基づく費用徴収を行うことについて検討した。
- 8 令和4年3月4日、上記7の検討結果を受け、法第78条第1項に基づく費用徴収決定の処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 9 令和4年5月25日、審査請求人は、本件処分を不服とし、処分庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

### 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

本件入金について、収入として申告するものと認識していなかった。職員の説明が足りなかった。他者からの入金は、知人から材料の購入を依頼されて振り込まれた材料費であり、収入ではないのに収入として取り扱われた。よって、処分を取り消すとの裁決を求める。

#### 2 処分庁の主張

審査請求人の主張のうち、本件入金を収入として取り扱われたとの主張については、法令の規定や実施要領に基づいて適切な取扱いを行った結果である。

口座に入金のあったものについて収入として申告するものと認識しておらず、職員の説明が足りなかったとの主張については、平成25年4月1日に審査請求人が生活保護を申請した際、担当ケースワーカーが制度説明のために使用した生活保護のしおりを手交していることに加え、同しおり内において、法第61条の届出の義務についても言及し、「どんな収入でも申告が必要です。」と併せて記載されている上、しおりの内容や、収入を得た際に申告が必要なことについて、「説明を受け、理解した。」旨の署名押印がなされた確認書も審査請求人から受領している。

したがって、届出義務について、当福祉事務所や担当ケースワーカーの説明が不足していた事実はない。

よって、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

### 理由

#### 1 収入認定について

審査請求人は、反論書において、本件入金のうち他者からの入金は、知人から材料

の購入を依頼されて振り込まれた材料費であり収入ではないと主張する。

法による保護は、生活に困窮する者がその利用しうる資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものとされている（法第4条第1項及び法第8条第1項）。

したがって、法第4条第1項にいう「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び法第8条第1項にいう「その者の金銭又は物品」とは、被保護者が、その最低限度の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するものを含むと解される（札幌地裁平成20年2月4日判決に同旨）。そして、被保護者が保護受給中に他人から金銭を受け取った場合、通常、その最低限度の生活を維持するために活用可能な資産が増加するということができるため、原則として、当該金銭を収入認定の対象とすべきである。

これを本件についてみると、当該入金是他者から審査請求人の口座に入金されたものであるから、審査請求人の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加したといえる。また、審査請求人は、当該入金材料費であるから収入ではない旨主張するものの、担当ケースワーカーが具体的な用途等について聞き取りをするも「領収書がない」等の回答に終始し、そのことを裏付ける客観的な証拠を何ら提出しておらず、控除対象となり得るものがあるかどうか検討すらできない状況であったのであり、このような状況において審査請求人の主張を認めることはできない。

また、上記を除く入金についても、審査請求人の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産が増加したといえるから、収入に当たるといえる。

したがって、処分庁が本件入金を審査請求人の収入として認定したことは、妥当である。

## 2 収入の届出義務と審査請求人の認識について

法第61条は「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。」と規定している。

上記1のとおり、審査請求人の口座の入出金履歴から明らかになった本件入金は、いずれも審査請求人の収入に当たる。したがって、審査請求人は、速やかに本件入金があったことを処分庁に届け出なければならなかったのに、それを怠ったものといえる。また、審査請求人は、保護開始後、収入状況に変動があつた場合には、処分庁に対して速やかに収入申告しなければならないことについて説明を受けたことは、その確認書に署名押印している事実から明らかであり、審査請求人が本件入金があったことを処分庁に届け出なければならない義務があることを認識していたものと認められる。

### 3 「不実の申請その他不正な手段」（法第78条第1項）について

法は、被保護者に届出義務を課すことにより（法第61条）、法第4条及び法第8条の趣旨に適った保護を実施することを図りつつ、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者がある場合には、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができるものとしている（法第78条第1項）。

これらの規定に照らすと、法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」には、積極的に虚偽の事実の届出等をするのみならず、消極的に届出義務がある事実を認識しながらその届出をしないことも含まれると解される（大阪高裁平成29年3月17日判決に同旨）。

これを本件についてみると、前記2のとおり、審査請求人は、本件入金があったことを処分庁に届け出なければならない義務があることを認識しながら、その義務に違反して届出をしなかったものであり、これにより、審査請求人は、本来受給できる保護費の額を超える額の保護費を受給したことが認められる。

したがって、審査請求人は、法第78条第1項に規定する「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けた者に該当するため、処分庁は、同項の規定により、本来受給できる額を超えて受給した保護費の額を徴収することができる。

### 結論

以上のとおり、本件審査請求には本件処分を取り消すべき違法性又は不当性の理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年11月25日

審査庁 和光市長 柴崎 光子

### 教示

この裁決の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、和光市を被告として（訴訟において和光市を代表する者は和光市長となります。）、提起することができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。